

藤岡市複合施設内託児ルーム・プレイルーム運営管理業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

市民が安心して子どもを産み育てられるまちづくりを推進することを目的として、保護者の子育てに係る負担の軽減と、子ども達の健全な育成を図るため未就学児童を対象とした児童の一時預かり事業とプレイルーム運営事業を実施する。

実施にあたり、本要領に基づき、安全かつ質の高いサービスの提供と安定的な事業運営を実現できる事業者を、プロポーザル（企画提案）方式で公募し、運営業務の受託候補者を選定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

藤岡市複合施設内託児ルーム・プレイルーム運営管理業務

(2) 業務内容

別添の「藤岡市複合施設内託児ルーム・プレイルーム運営管理業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和7年7月1日から令和10年3月31日まで

※複合施設の開所（式典有）は、令和7年10月13日のため、契約締結日から令和7年10月12日までの間を準備期間とし、業務の開始準備やスタッフの確保等を行うものとする。なお、複合施設の開所式典後は、プレイルームのみの運営とし、翌14日から託児ルームと併せ通常運営とする。

(4) 提案上限金額（消費税及び地方消費税を含む）

令和7年7月～令和8年3月 24,792,000円（準備経費含む）

令和8年4月～令和10年3月 68,200,000円

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 子育て支援に関する事業を行っている法人であること。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」の運営又は受託実績が1年以上ある法人であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は

民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (5) 公募開始日現在、藤岡市における入札参加資格を有している者であること。
- (6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第58条に基づく認可の取消又は同法第59条第5項に基づく命令を受けたことがないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員又は及びそれらと密接な関係を有しない者であること。

4 スケジュール

内容	日程
公募開始	令和7年5月 7日（水）
施設見学会	令和7年5月14日（水）
質問書受付期限	令和7年5月16日（金）午後5時まで
質問書回答期限	令和7年5月21日（水）まで
参加表明書・企画提案書等提出期限	令和7年5月30日（金）午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和7年6月 6日（金）
選定結果通知発送期限	令和7年6月18日（水）まで
契約締結（予定）	令和7年7月 1日（火）

5 施設見学会

(1) 実施日

令和7年5月14日（水）

(2) 受付方法

参加を希望する事業者は、施設見学会参加申込書（様式第3号）を電子メールにより提出すること。

(3) 受付先

5ページ「13 連絡先」に同じ。

(4) 受付期限

令和7年5月12日（月）正午まで

(5) その他

- ① 施設見学会の時間は、1時間程度を予定しており、参加人数は各事業所5名以内とする。なお、説明会への参加は任意であり、企画提案に参加するための条件ではない。
- ② 詳細な日時については、施設見学会参加申込書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

本プロポーザルについての質問がある場合は、質問書（様式第4号）を電子メールにより提出すること。

(2) 受付先

5 ページ「13 連絡先」に同じ。

(3) 受付期限

令和7年5月16日（金）午後5時まで

(4) 回答方法

令和7年5月21日（水）までに藤岡市ホームページにて公開する。

7 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

- ① 参加表明書（様式第1号） 1部
- ② 会社概要書（様式第2号） 1部
- ③ 企画提案書 正本1部、副本9部
- ④ 提案見積書 1部

(2) 提出期限

令和7年5月30日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

5 ページ「13 連絡先」に持参及び郵送すること。

8 企画提案書の作成

(1) 企画提案書は、次に掲げる各項目に基づいて作成すること。なお、企画提案書のページ数は、10ページ以内とし、サイズは日本産業規格A4片面使用（一部A3版資料を折り込んで使用できるものとし、1ページ換算とする）とし、任意の様式にて作成すること。

(2) 企画提案書の表紙は、「藤岡市複合施設内託児ルーム・プレイルーム運営管理業務企画提案書」をタイトルとし、提出年月日及び企画提案者名を記載すること。

(3) 企画提案書（表紙を除く）の下部に一連のページ番号を付すこと。

項目	事項
会社概要・業務実績	・業務内容及び地方公共団体において本事業に類似した業務実績
運営理念	・一時預かり事業についての考え方 ・子どもの遊び場の提供についての考え方

安全性への配慮	・安全確保の取組みについて ・事故発生時の対応について
管理体制	・人員配置の考え方について ・個人情報保護及び苦情対応について
情報発信	・情報発信の取組みについて
独自提案	・業務全体を通じて、提案・アピールしたい事項について

9 提案見積書の作成

- (1) 提案見積書は、任意の様式により作成すること。
- (2) 令和7年7月から令和10年3月までの期間分。ただし、見積書内訳は、各年度分を分け、各業務の内容、積算根拠等を記載すること。また、見積りは消費税及び地方消費税を含めて積算すること。

10 プレゼンテーション

(1) 実施日

令和7年6月6日（金）に行うことを予定している。

(2) 審査内容

プレゼンテーション（25分以内）及び質疑応答（15分以内）を実施する。

(3) その他

- ① 出席者の人数は、3人以内とする。
- ② スクリーン及びプロジェクターは、プレゼンテーション審査の会場に用意するが、その他必要な機器等は、企画提案者が用意すること。
- ③ プレゼンテーションは、企画提案書に基づいて行うものとし、追加資料の配布は認めない。
- ④ プレゼンテーション審査の詳細な日時については、参加表明書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

11 審査方法

(1) 審査基準

別紙「審査評価基準」のとおり

(2) 審査方法

- ① 選定委員を設置し、企画提案者のプレゼンテーション、質疑応答、提案見積金額を審査し、最高得点者を受託候補者として選定する。なお、企画提案者が1者の場合でも選定は行うものとする。
- ② 最高得点者が同点により2者以上あったときは、次の順位で受託候補者を決定する。

- I 見積金額が低い者を受託候補者として選定する。
 - II 見積金額が同額であった場合は、抽選により受託候補者を選定する。
- (3) 業務委託契約の締結
- 審査により受託候補者として選定された企画提案者と契約締結の協議を行う。ただし、契約交渉が不調のときは、得点が上位の者から契約締結の協議を行う。
- (4) 選定結果
- 令和7年6月18日(水)までに参加表明書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

1.2 その他

- ① 本プロポーザルに係る提案は、1企画提案者につき1提案とする。
- ② 本プロポーザルに係る費用は、全て企画提案者の負担とする。
- ③ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。
- ④ プレゼンテーション審査に参加しない者は失格とする。
- ⑤ 審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。
- ⑥ 審査経過及び審査結果に関する問合せ及び異議申立ては受け付けない。
- ⑦ 提出書類は、返却しない。
- ⑧ 提出期限日以降の提出書類の差し替え、再提出は原則として認めない。
- ⑨ 提出書類は、公表しない。ただし、藤岡市情報公開条例(平成10年条例第29号)に基づく開示請求があった場合は、提案者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、この限りでない。
- ⑩ 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式第5号)を提出すること。
- ⑪ 様式第1号～5号は、原則変更しないこと。(枠を広げる等の簡易な変更は認めるが、レイアウトの変更等の大幅な変更は認めない)
- ⑫ 本要領に定めのない事項が生じたときは、公平性を考慮したうえで適時、判断するものとする。

1.3 連絡先

〒375-8601

群馬県藤岡市中栗須327番地(保健センター)

藤岡市役所 健やか未来部 子ども課

電話：0274-40-2385

e-mail：kodomom@city.fujioka.gunma.jp